# 大熊インキュベーションセンター(第1期) 入居者募集要項

#### 目次

- 1. 募集の趣旨について (P.1)
- 2. 大熊インキュベーションセンターの募集について (P.1)
- 3. 大熊インキュベーションセンター各施設概要(P. 2~4)
- 4. 貸事務所における申請資格 (P.4~5)
- 5. 貸事務所の入居者募集について(P.5)
- 6. 貸事務所の第1期申請受付から使用許可までの流れについて(P.5~6)
- 7. シェアオフィスの使用予定者の募集ついて(P.6)
- 8. 質問の受付等について(P.6)
- 9. 審査及び選定方法について(P.7)
- 10. 公表について(P.7)
- 11. 問い合わせ先(P.7)
- (別紙1) 大熊インキュベーションセンター平面図(1階)
- (別紙2) 大熊インキュベーションセンター平面図 (2階)
- (別紙3) 大熊インキュベーションセンター設置条例

#### 1. 募集の趣旨について

大熊町は、東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故からの復興を目指 し、帰町を検討する企業の方々も含め、人と生業を軸とした地域の振興施策を 推進していきます。

そこで、今後町が再出発するに相応しい先進性に富む企業、将来的に町内に 事業所等を立地し雇用を生み出すことができる企業を誘致し、以て復興まちづ くりを実現していくため、大熊インキュベーションセンターオフィスへの入居 を希望する企業を募集するものです。

#### 2. 大熊インキュベーションセンターの募集について

本町は、東京から約250km、仙台から約115kmの福島県の太平洋側・浜通りのほぼ中央に位置し、気候の温暖な街です。

大熊インキュベーションセンターは、JR 大野駅から約1.5 kmの場所に位置し、大熊町民と町外からの方々との交流の場及びビジネスの玄関口としての期待される施設です。大熊町立大野小学校を改修整備し、交流イベント等の開催が可能な交流スペースや、ビジネス来訪者向けのシェアオフィス、コワーキングスペースを設置し、幅広い方に向けた利活用することが可能になりました。

この度、大熊町内での研究・開発や将来的に事業所・工場立地に向けた事業 化へのステップアップ、また中期的に大熊町に拠点を設置する事業者を募集し ます。

大熊インキュベーションセンターにおいては、大熊町が独自に用意するインキュベーションプログラムを活用し、事業者のステップアップを支援いたします。将来的に大熊町内に事業所や工場を立地する事業者に対しては、国内最大級の補助金・優遇制度の活用があり、様々な面からのサポートが可能です。

また、本町では、令和2年2月の「ゼロカーボン宣言」、次いで令和3年2月に「ゼロカーボンビジョン」を策定しており、中央産業拠点の立地から企業活動において、大熊町のゼロカーボン推進に関する取り組みにご理解とご賛同をいただきたく存じます。

大熊町では、町の復興に向けた歩みにご協力いただける企業を募集いたします。

- 3. 大熊インキュベーションセンター各施設概要
- 所在地

福島県双葉郡大熊町大字下野上字清水 230

### ①貸事務所

部屋数	6 部屋
面積	31.5 ㎡/1 部屋
利用想定人数	2~5名
使用料金 (月額)	条例に基づく(別紙3を参照)
入居方法	①申請
	②審査
	③使用許可
主な設備等	・施錠
	各室ごとに電気錠にて施錠
	カードキーは、最大5枚を貸与
	• 備品
	机、椅子は設置済み
	・電源
	コンセント
	・照明
	LED照明器具による全般照明
	・空調
	ヒートポンプエアコンによる冷暖房(加湿付)
	・換気
	全熱交換型換気扇による換気 (最大2回/h)
	• 給排水
	事務室内の給排水はなし
	廊下に出てすぐの所に共用の手洗い場あり
	※トイレも共用
	· 電話
	使用者による引き込み可能
	・インターネット環境
	Wi-Fi
	・コピー
	印刷室にデジタル複合機を設置
	・駐車場

113台可能
• 警備
退出時以降、機械警備
開館時間以外は、通用口より入退館
・その他
室内の改築は、その内容の協議による
室内を改築した場合、原状回復義務を負う
建物内は禁煙

## ②シェアオフィス

@ Z T J A J A A	
入居可能オフィス数	入居者状況次第
面積	6 m²/1 席 ※室面積/最大人数
最大利用想定人数	最大 28 名
使用料金 (月額)	条例に基づく(別紙3を参照)
入居方法	申請のみ
主な設備等	<ul><li>電源</li></ul>
	コンセント
	• 照明
	LED照明器具による全般照明
	• 空調
	ヒートポンプエアコンによる冷暖房(加湿付)
	・換気
	全熱交換型換気扇による換気 (最大2回/h)
	・給排水
	室内の給排水なし
	廊下に出てすぐの所に共用の手洗い場あり
	※トイレも共用
	· 電話
	固定電話の引込は不可
	・インターネット環境
	Wi-Fi
	・コピー
	印刷室にデジタル複合機を設置
	・駐車場
	駐車113台可能

#### ③コワーキングスペース

入居可能オフィス数	入居者状況及び当日の使用状況次第
使用料金 (月額)	条例に基づく(別紙3を参照)
入居方法	申請
主な設備等	<ul><li>電源</li></ul>
	コンセント
	・照明
	LED照明器具による全般照明
	• 空調
	ヒートポンプエアコンによる冷暖房(加湿付)
	・換気
	全熱交換型換気扇による換気(最大2回/h)
	• 給排水
	室内の給排水なし
	廊下に出てすぐの所に共用の手洗い場あり
	※トイレも共用になります
	・インターネット環境
	Wi-Fi
	・コピー
	印刷室にデジタル複合機を設置
	・駐車場
	駐車113台可能

#### 4. 貸事務所における申請資格

- (1)「大熊町産業用地の貸付に関する要綱第4条」に準拠し、日本標準産業分類における次のいずれかに規定する業種であること。
- ア製造業
- イ 情報通信業
- ウ 運輸業、郵便業
- エ 卸売業・小売業
- オ 学術研究、専門・技術サービス業
- カ サービス業(他に分類されないもの)
- キ その他、町長が必要と認めるもの
- (2) 次のいずれかに該当する者は申請を受け付けない。
- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77
  - 号)第2条第1項第2号の規定による暴力団、暴力団の構成員又は暴力団の

構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係している 事業者。

イ 自社用駐車場、重機・資材置場等のみでの利用する場合。

- 5. 貸事務所の入居者募集について
- (1) 第1期募集受付期間

令和4年1月24日(月)~令和4年2月25日(金)まで

- (2) 募集数
- 6部屋(別紙1、2におけるオフィス1~6の内、希望位置を選択)
  - (3)申請書類
- ア (貸事務所用) エントリーシート (様式第1号)
- イ 暴力団排除に関する誓約書(様式第3号)
- ウ 登記事項証明書(※法人の場合)
- (4)提出方法

提出様式に必要事項を記載の上、募集受付期間内に電子メールにて送付して ください。また、電子メールにおいては、下記の事項を記載してください。

なお、受付確認のため、大熊町役場企画調整課企業誘致係担当者より電子メールにて返信を行います。3営業日以内に返信が無い場合には、電話にてお問い合わせください。

(申請時の電子メールにおける必要事項)

件名:【入居申請】大熊インキュベーションセンター(貸事務所)(事業者

名・提出日●月●日・担当者●●)

提出先:大熊町役場企画調整課 kikakuchosei@town.okuma.fukushima.jp

(受付確認の電子メールが来ない場合の連絡先)

大熊町役場企画調整課企業誘致係 本件事務担当者:菅原、荒川

TEL. 0240-23-7643

- 6. 第1期審査から使用許可までの流れについて
- (1) 第1期審查期間

令和 4 年 2 月 28 日 (月) ~3 月 7 日 (月)

上記期間において、書類審査を行います。

なお、大熊町企画調整課企業誘致係より申請書類に関する質問をする場合があります。

(2) 第1期内定通知予定日

令和4年3月14日(月)より電子メール及び郵送

- (3) 内定通知後の手続きについて
- 上記(2)による内定通知後、大熊インキュベーションセンター設置条例施行規則に基づく大熊インキュベーションセンター使用許可(新規・変更)申請書(様式第1号)を提出してください。
  - (4) 第1期入居準備期間

令和4年3月16日(水)以降

使用許可者と大熊町役場企画調整課企業誘致係において、入居に関するスケジュールを調整いたします。

- 7. シェアオフィスの入居者の募集について
- (1) 募集期間

令和4年1月24日(月)から随時募集

- (2) 募集数
- ①シェアオフィス 28 席
- ※使用可能時期は大熊町役場企画調整課企業誘致係が指定する日以降となります。なお、令和4年4月以降になる見込みです。
- (3)申請書類

ア (シェアオフィス用) エントリーシート (様式第2号)

イ 暴力団排除に関する誓約書(様式第3号)

(4)提出方法

下記指定する大熊町企画調整課宛に電子メールにて必要書類を送付

【提出先】大熊町役場企画調整課

- ※令和4年4月1日以降は、大熊インキュベーションセンター窓口にて提出
- (5) 第1期内定通知予定日

令和4年3月14日(月)より電子メール及び郵送

- (6) 内定後の手続きについて
- 上記(5)による内定通知後、大熊インキュベーションセンター設置条例施行規則に基づく大熊インキュベーションセンター使用許可(新規・変更)申請書(様式第1号)を提出してください。
  - (4) 第1期入居準備期間

令和4年4月1日(金)以降

8. 質問の受付等について

貸事務所入居者募集についての事前質問については、以下の通りです。

(1) 提出様式

大熊インキュベーションセンター(貸事務所)募集要項についての質問書(様式第4号)

#### (2) 受付期間

令和4年1月24日(月)から令和4年2月21日(月)

#### (3) 提出方法

提出様式に必要事項を記載の上、受付期間内に電子メールで送付してください。また、電子メールにおいては、下記の事項を記載してください。

件名:募集要項に関する質問(法人名・提出日●月●日・担当者●●)

提出先:大熊町役場企画調整課企業誘致係

メール: kikakuchosei@town.okuma.fukushima.jp

※審査に係る質問については、電話、受付窓口では一切応じません。

#### 9. 審査及び選定方法について

町長が書類審査を行い、入居許可者を決定いたします。主に、事業内容、大 熊町での活動計画(大熊インキュベーションセンターでの入居予定年数等)、 将来的な事業展開、復興への貢献度等を総合的に検討し、選定いたします。 なお、選定の経過等に関する疑義、照会及びその他質問には応じません。

#### 10. 公表について

入居者につきましては、事業内容等の公表を予定しています。ただし、入居者からの要望及び大熊町役場において必要と判断した場合は非公表とする場合があります。

#### 11. 問い合わせ先

〒979-1306 福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平 1717

大熊町役場企画調整課企業誘致係 本件事務担当者:菅原、荒川

電話: 0240-23-7643

メール: kikakuchosei@town.okuma.fukushima.jp